

医療法人社団東方会おおやま病院介護医療院

指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）

運営規程

（目的）

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の理念に基づき、高齢者が自立した生活を送れるよう、また老化にともない介護が必要なものに対して短期入所療養介護等を実施するため、管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（運営方針）

第2条 おおやま病院介護医療院（以下「当施設」という。）は、被保険者の選択により、心身の状況、そのおかれている環境に応じて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（実施事業）

第3条 当施設は、次の指定居宅サービス事業を実施する。また名称及び所在地は、次のとおりとする。

短期入所療養介護事業（指定介護予防短期入所療養介護）

名 称 おおやま病院介護医療院

所在地 富山市花崎85番地

定 員 入所者の定員は、58人とする。

（職員等）

第4条 当施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号のとおりとする。

（1）管理者 医師 1名

管理者は、当施設の運営・職員の管理及び当施設の利用の調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（2）医師 常勤医師 1.2名以上（うち1名は管理者兼務）

医師は、入所者の健康状態に注意し健康保持のための適切な措置を行う。

（3）看護職員 看護師及び准看護師 10名以上（6：1）

看護職員は、入所者の日々の健康状態を確認し保健衛生上の指導や看護を行う。

（4）介護職員 介護福祉士及び介護職員 15名以上（4：1）

介護職員は、入所者の入浴や給食等の生活介助及び援助を行う。

（5）介護支援専門員 常勤 1名以上

要介護者の相談に応じ、施設サービスの計画作成を行う。また施設サービス及び居宅サービスの利用調整を行う。

（6）薬剤師 0.4名以上

薬剤師は、医師の診断に基づき、調剤及び医薬品の供給管理を行う。

（7）理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士 必要人数

理学療法士等は、入所者の機能減衰等を防止するための訓練を行う。

(8) 栄養士又は管理栄養士 1人以上

管理栄養士等は、入所者の給食の献立作成、栄養指導、調理員の指導を行う。

- 2 当施設には、前項のほか診療放射線技師など必要な職員を置く。
- 2 当施設には、前項のほか診療放射線技師など必要な職員を置く。
- 3 当施設は、入所者に携わる全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く）に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また職員の資質向上のため研修の機会を設けるものとする。

(療養及び介護の内容)

第5条 当施設の管理者（以下「管理者」という。）は、サービス目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容等を記載した療養介護計画を作成するものとする。

- 2 利用者の病状に照らし適切な診療及び自立の支援と日常生活の充実のための指導を行う。
- 3 1週間に2回、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 4 利用者の排泄の自立について必要な援助を行うとともに、おむつなどを適切に取り替える。

(食事の提供)

第6条 利用者の食事は、栄養並びに身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものを適切な時間に提供する。

- 2 管理栄養士は利用者の栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供等栄養状態の管理、食事相談を行う。
- 3 食事は栄養並びに入所者の身体状況を考慮したものとする。食事時間はおおむね次の通りとする。

朝食 7：30～ 8：30

昼食 12：00～12：30

夕食 18：00～18：50

- 4 利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して行われるよう努める。
- 5 栄養量の計算及び利用者への嗜好調査に基づく献立の作成は管理栄養士（又は栄養士）によるものとする。
- 6 経管栄養にて栄養を摂取している場合であっても、可能な限り経口摂取に移行することができる食事形態の工夫及び嚥下訓練等を行うものとする。
- 7 医師の処方箋による療養食は、別に定める料金で提供するものとする。
- 8 医師の指示によって心疾患・糖尿病等の疾患を有する場合、療養食を提供するものとする。

(栄養管理)

第7条 利用者に対し、年齢や身体状況に応じて適切な内容の食事を提供する

- 2 栄養ケアマネジメント等と用いて低栄養状態を予防・改善するため多職種協働（医師、介護支援専門員、管理栄養士、看護師等）で個人別に最適な栄養状態の管理やケアを行うものとする。
- 3 利用者全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要な方には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行うものとする。

手順

- 1 当施設に入所時に栄養状態を把握し、多職種（医師、介護支援専門員、管理栄養士、看護師等）が連携して入所者ごとの摂取・嚥下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を

作成する。

- 2 栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録する。
- 3 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直しする。

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り日常生活の自立を促進するための機能訓練を行う。

(利用料等)

第9条 当施設が第5条に規程する指定施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、法定負担割合の額とし、当施設に納入しなければならない。

- 2 利用者が負担するその他の費用は、次のとおりとする。
 - (1) 居住費 従来型個室 1日 第1段階550円、第2段階550円、第3段階①1,370円、②1,470円、第4段階1,728円、多床室 第1段階0円、第2段階430円、第3段階①②430円、第4段階437円
 - (2) 食費 1日 第1段階300円、第2段階390円、第3段階①680円、第3段階②1,420円、第4段階1,950円
 - (3) 教養娯楽費 1回97円
 - (4) 保険外の日用品費
- 3 前2項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して説明をし、同意を得て受領するものとする。
- 4 理美容や病衣等は、入所者の希望により入所者が業者と直接契約を行い、その際の費用等は、入所者と業者とで行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 入所者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 入所者は、当施設において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
 - (2) 入所者は、当施設に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - (3) 入所者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。
 - (4) 入所者の所持金その他貴重品については、自己管理を原則とする。ただし、入所者の心身の状況等により、入所者又はその家族からの申出により、管理者が責任を持って管理することができる。
- 2 前項第4号の規定により、管理者が、入所者の所持金その他貴重品を保管することとなった場合、管理者は、善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

(送迎の実施地域)

第11条 送迎が必要な場合の実施地域は、原則として旧大山町の地域とする。

(通知)

第12条 当施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を富山市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(秘密保持等)

第13条 当施設の職員は、正当な理由がなくその事実を知りえた利用者等の秘密を漏らしてはならない。また、その必要な措置を講ずるものとする

(経理)

第14条 指定居宅サービス事業の経理については特別会計を設けるものとし、会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(案内)

第15条 指定居宅サービス事業の運営規程及びサービスの選択に必要な事項を見やすい箇所に掲示する。

(文書の保存)

第16条 当施設は、指定居宅サービス事業に係る施設設備、備品、職員及び会計等に関する諸帳簿並びに諸記録の整備を行わなければならない。

2 指定居宅サービス事業に関する記録書類を完結の日から5か年間保存しなければならない。

(相談、苦情処理)

第17条 当施設は、入所者からの相談、苦情等に対する相談窓口を設置し、事業に関する入所者の要望、苦情等に対し迅速に対処する。また行政機関等への報告により指導・助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

2 当施設は、前項の苦情の内容等について記録し、当該入所者の契約終了の日から2年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 当施設は、虐待の発生又はその再発防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を委員会が中心に定期的開催する。

事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止に関する事項)

第19条 当施設は、介護医療院サービスの提供にあたっては、入所者または他の入所者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 当施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その状態や時間また入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(事故発生防止および発生時の対応)

第20条 当施設は、事故発生またはその再発防止のため次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応や報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備するものとする。

(2) 事故が発生した場合またはその危険性がある事態が発生した場合は、入所者の生命・身

体の安全を最優先に対応し当該事実を管理者に報告する。また速やかに家族等や行政機関等に連絡を行い、必要な措置を講ずるものとする。

- (3) 安全管理委員会にて報告を基に改善策を検討し、当施設職員に周知徹底する。
- (4) 事故発生時にとったものは、記録するものとする。
- (5) 事故発生防止のための会議および職員に対する研修を定期的に行うものとする。
- (6) 当施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第21条 当施設は、火災等の非常災害に対処するため、おおやま病院消防計画を策定活用するものとする。

2 管理者は、前項の消防計画に基づき定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 当施設は、入所者の特性に応じ食料その他非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めるものとする。備蓄食料品は2日間とする。

(業務継続計画)

第22条 当施設は、感染や自然災害の発生時において、利用者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため、非常時での早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行う。

2 職員などに対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修および訓練を定期的実施する。

3 必要時に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を実施する。

(感染症の予防および蔓延防止)

第23条 当施設は、感染症の予防および蔓延防止のため次の措置を行う。

- (1) 毎月開催している感染対策委員会で対策を検討するとともにその結果を職員に周知徹底を図る。
- (2) 院内に設置している指針に基づき措置を行う。
- (3) 職員に対し研修や訓練を年2回実施する。

(協力医療機関)

第24条 当施設は、入所者の病状急変等に備えるため、あらかじめ次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 当施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
 - (3) 入院を要すると認められた入所者を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 当施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を富山市に報告する。
- 3 当施設は、協力歯科医療機関を定めておくものとする。

(地域との交流等)

第25条 当施設は、その運営にあたって、地域住民または地域活動との連携および協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(その他)

第26条 当施設は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動や行動または優越的な関係を背景とした言動や行動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより当施設職員の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年3月28日から施行する。(栄養管理・サービス利用に当たっての留意事項・事業継続計画・虐待防止に関する事項)

附 則

この規定は、令和7年5月1日から施行する。(第2条 運営方針、第3条 実施事業、第4条 職員等、第9条 利用料等、第12条 通知、第17条 相談、苦情処理、第19条 身体拘束等の禁止に関する事項、第20条 事故発生防止および発生時の対応、21条 非常災害対策、第22条 業務継続計画、第23条 感染症の予防および蔓延防止、第24条 協力医療機関、第25条 地域との交流等、26条 その他)

附 則

この規定は、令和8年8月1日から施行する。(第9条 居住費・食費)